平成２６年（フ）第７号
岐阜県高山市中山町658番地
債務者　アラモードヴァンこと　大倉　千賀
1　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１３３１号
東京都千代田区富士見２丁目６番９号
破産者　ユーロスポーツ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３２号
東京都千代田区富士見２丁目６番９号
破産者　Ｋｅｙ　Ｗｏｒｋｓ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５４号
茨城県取手市小浮気522番地２
破産者　株式会社福田工業
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５５号
茨城県取手市小浮気523番地の２
破産者　有限会社コスモス
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９７号
東京都板橋区泉町４－３小山ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区泉町４番３号
破産者　株式会社サンエイ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７５２号
東京都港区浜松町２丁目７番５号　青木ビル３階
破産者　三桜電気工事株式会社
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７５８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目４番９号　第20スカイビル202号
破産者　株式会社ドビー・プラティーズ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１４４号
埼玉県狭山市大字下奥富531―２―605
破産者　高橋　眞一
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３９４号
東京都江戸川区上一色１丁目10―13
破産者　河野　公司
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５６１号
神奈川県横浜市泉区下飯田町690番地
破産者　有限会社横浜ドリームテクノ
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２９６号
東京都葛飾区新宿２丁目５－８―205、開始決定時の住所東京都葛飾区立石１丁目８―15―404
破産者　根岸　重樹
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４４８号
神奈川県川崎市中原区上平間1290―２―401
破産者　小野　秀樹
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４８１号
東京都大田区蒲田３丁目24―15―302
破産者　直江　正博
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５８４号
埼玉県所沢市大字山口2886―２
破産者　趙　　來原
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３１号
東京都江東区大島６丁目８―12
破産者　峯　　雄大
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２１号
千葉県柏市若葉町１番５号
破産者　株式会社山下デジタルエージェンシー
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７２２号
東京都豊島区巣鴨３丁目24―５―１―504、住民票上の住所千葉県柏市東１丁目２―16―902
破産者　山下　亮二
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９８号
東京都世田谷区北沢２丁目36番９号　ベル下北沢３階
破産者　株式会社27
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９９号
東京都世田谷区北沢４丁目６―12―105
破産者　石田　直行
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２０７号
東京都目黒区中目黒５丁目22―３―103
破産者　小貫　里美
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部